

第2期東京都男女平等参画審議会

第2回総会 議事録

1 日 時

平成15年10月27日(月) 午後6時から8時まで

2 場 所

都庁第一本庁舎33階 特別会議室S6

3 会議次第

- (1) 専門部会の検討経過報告について
- (2) 実態把握に関する調査の概要について
- (3) 論点整理について
- (4) 起草委員会の設置について
- (5) その他

4 出席委員

渥美東洋委員、加茂登志子委員、庄司洋子委員、妹尾栄一委員、中島元彦委員、波田あい子委員、番敦子委員、前田雅英委員、松原康雄委員、森野美徳委員、野上じゅん子委員、原田敬美委員、武中カナエ委員

5 配布資料

- 資料1 東京都男女平等参画審議会専門部会検討経過
資料2 実態把握に関する調査について
資料3 男女平等参画審議会専門部会の論点整理(案)
資料4 男女平等参画審議会検討スケジュール(案)

6 議事録(全文)

午後6時00分開会

田村参事 お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、また、夜間の開催にもかかわらず、ご出席くださりましてありがとうございます。

時間となりましたので、これより「東京都男女平等参画審議会第2回総会」を開催いた

します。本日は、本年3月11日に第1回総会を開催して以来の総会でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、都議会推薦の委員の交代がございましたので、新たに就任いただきました委員をご紹介します。お手元の東京都男女平等参画審議会委員名簿をご覧ください。あいにく本日は欠席でございますが、樺山たかし委員、串田克巳委員でございます。

また、東京都男女平等参画基本条例第17条及び東京都男女平等参画審議会運営要綱第6に基づきまして、専門委員といたしまして2名ご就任いただきましたので、ご報告いたします。立命館大学教授の中村正委員と武蔵野大学教授の小西聖子委員でございます。専門部会にそれぞれ1回ずつご出席いただきました。今後も必要に応じてご意見、ご助言をお願いする予定でございます。

申し遅れましたが、私は9月1日付けで生活文化局男女平等参画担当参事に就任いたしました田村でございます。また、配偶者暴力相談支援センター機能を担っております東京ウィメンズプラザの所長も兼務しております。本審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告申し上げます。本日、出席予定の委員の皆様は14名でございます。山崎委員と加茂委員につきましては、遅れていらっしゃるのご連絡をいただいております。東京都男女平等参画審議会運営要綱第5に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは、進行は渥美会長をお願いいたします。

渥美会長 渥美でございます。2回目の総会になりますが、ご協力よろしくお申し上げます。

まず、この会議は原則として公開によることになっておりますが、審議会の決定によって一部非公開にできますけれども、微妙な問題になりましたら非公開にするかどうかをお諮りいたします。原則として公開の手續によって議事を進めさせていただきます。

議事の第1は「専門部会の検討経過報告について」です。3月の第1回の総会が終わりまして、それから後、専門部会の方々のご協力を得まして、7回にわたって十分な専門委員会でのご検討をいただきました。山崎部会長が所用で遅れていらっしゃいますので、恐縮でございますが、松原部会長代理に7回にわたる専門部会の検討の経過を報告していただきたいと思っております。

松原部会長代理 それでは、お手元の資料1をご覧ください。ここに専門部会7回の日

程と主な検討内容等を掲げてございます。これに沿いながらご報告をしたいと思っております。

渥美会長がおっしゃいましたように、3月から9月までで7回の専門部会を開催しました。この専門部会では、配偶者暴力の現状・実態を把握し、問題点を明確にすることに重点を置きまして、議論を進めてまいりました。ここで一定の議論がなされてきたわけですが、そのことにつきましては「論点整理」ということでまとめました。後ほど議事の3でこのことについての説明があるかと思っておりますので、ここでは全体の経緯を簡単にお話したいと思っております。

第1回は3月26日です。山崎委員が部会長に就任し、私が部会長代理として選任をされ、調査審議事項ということで「配偶者暴力に関する被害者実態の把握・分析及び対策について」、この内容の確認を行い、あとは、こういったことをめぐって意見交換を行っております。第2回以降は、実態把握のために、現場で実際にご活躍の方からのヒアリングや、現場視察を行うことといたしました。

4月22日、第2回ですが、このときには、「暴力被害者及び子どもの実態と問題について」というヒアリングと、それに基づいて議論を行いました。実際には、女性ネットSaya - Sayaの野本さん、それから東京フェミニストセラピセンターの平川さん、お2人からお話を伺いました。野本さんからは、ご自身の暴力被害の体験を経て、家庭内の暴力によって傷ついた女性たちへの支援活動を行っておられる、そういう立場から、被害女性の自立に関する現状・問題点、必要な支援、地域との連携の状況等を伺いました。平川さんからは、カウンセリングや自助グループなどの育成をなさっている民間支援者というお立場から、被害女性と子どもの被害実態、それから支援者から見た加害者像、被害女性の自立支援を行うに当たっての問題点など、実態調査を踏まえたご報告をいただきました。

それから、第3回は視察になりますけれども、配偶者暴力相談支援センターの機能を担っております東京都女性相談センターと三鷹市の子ども家庭支援センターの視察を行っております。それぞれの視察の中では、現場の状況、ご苦労、あるいはネットワーク等々についての状況を伺ってまいりました。

それから、第4回、5月29日になりますけれども、このときは「児童虐待と配偶者暴力の状況」、それから「暴力加害者について」という、この二つの論点を設けて議論いたしました。「児童虐待と配偶者暴力の状況について」は、壽原杉並児童相談所長から、児童虐待が発生した家庭の配偶者暴力の実態、児童相談所の関わり等について、あるいは地域との連携について、その課題などについてご報告をいただきました。それから、もう1点

の「暴力加害者の実態及び加害者対策の状況について」は、先ほどお話がありました、専門委員として就任いただきました立命館大学教授の中村委員から、臨床社会学の視点からということで、家族病理としての暴力について、加害者のカウンセリング等を試みる「メンズサポートルーム」の取り組み状況などについてご報告をいただきました。

それから、第5回、6月20日になりますが、「被害者支援及び加害者対策の現状と問題点について」、同じく専門委員にご就任いただきました武蔵野大学教授の小西委員から、加害者やその子どもの状況を踏まえた自立や予防のためのネットワーク構築の必要性、加害者対策の考え方、都道府県の役割などの観点からご報告をいただきました。それから、4回にわたって実施してきましたヒアリングと視察を踏まえた意見交換を行っております。

それから、第6回は7月15日になります。「現状、課題、問題点の整理及び考察について」ということで、今までの議論を深め、「論点整理」としてまとめることといたしました。

そして、9月17日が直近第7回になります。審議会の検討と並行して都のほうで進めております実態調査の進捗状況についてのご報告に基づいた検討を行いました。この調査については、現在分析中でございますので、議事の2で都のほうからご報告があると思っておりますので、そのときにまたいろいろご議論いただければと思います。本日ご報告させていただきます「論点整理」について議論をして、まとめさせていただくことにしました。

以上が専門部会の検討経過ということになります。

渥美会長 ありがとうございます。それでは、議事の3で「論点整理」の説明を後ほど田村参事に行っていただきますので、その後で今の報告内容についての質疑を承ることにしまして、直ちに議事の2「実態把握に関する調査の概要について」、事務局から概要と分析を行った場合の見方の置き方について説明をしていただきます。では、田村参事、よろしく申し上げます。

田村参事 では、私のほうから配偶者暴力の実態把握に関する調査の概要につきましてご説明いたします。資料2をご覧くださいませでしょうか。表がありますので、そちらをご覧くださいながら私の説明を聞いてください。

まず、この審議会のテーマが、実態把握というのが基本になっておりますので、その実態把握をしっかりしようということで、かなり綿密で広範な調査を行っております。まず、実態把握に当たりまして、実態把握に関する調査の視点といたしまして3点ございます。一つが、上の段にございますように、配偶者暴力被害者の実態、加害の実態を明らかにす

る。2番目が、配偶者暴力被害者の自立支援、家族・家庭への支援の現状及び問題点を明らかにする。3番目が、公的機関及び施策のあり方、ネットワークの構築に関する現状及び問題点を明らかにする。これらを目的といたしまして、3種類の実態把握調査を実施しております。

まず、一番左の欄ですけれども、「 相談の実態調査」でございます。これは、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターにおける電話相談と面接相談の実態調査を行ったものです。目的といたしましては、(1)援助を求める相談者の被害の実態、悩みの内容や生活状況を把握すること。(2)として、配偶者暴力相談支援センターに求められている機能を明らかにすることとでございます。調査の状況は、電話相談につきましては、調査期間として設定いたしました平成15年3月15日から4月15日までの1ヵ月間に寄せられた東京ウィメンズプラザ 192件、東京都女性相談センター 135件の相談を対象としております。面接相談のほうは、同じく平成15年3月15日から6月30日までの2ヵ月半に行いました。ウィメンズプラザ63件、女性相談センター117件の面接相談を対象としております。これらは、調査票をあらかじめ作成し、各機関の相談担当者が記入した個人別整理票を男女平等参画室において集計・分析しております。現在は単純集計を行い、クロス集計等、分析の準備を行っている段階でございます。

次に、2番目の「配偶者暴力の実態把握に関する調査」でございます。現在、委託調査として行っております。その内容といたしましては三つございます。一つ目は「配偶者暴力被害体験者面接調査」。二つ目は「配偶者からの暴力被害者支援に関する相談機関（アンケート調査）」。三つ目が、同じく「支援に関する関係機関調査（ヒアリング調査）」でございます。順番に調査の概要と現在の進捗状況を説明いたします。

まず、「配偶者暴力被害体験者面接調査」でございますけれども、目的は、配偶者等からの暴力被害の実態、被害者の救援行動の状況などについて把握し、それをもとに必要な施策の方向性を探るというものでございます。調査項目は、暴力の程度や状況、子どもに対する暴力及び目撃を含めました子どもへの影響、救済活動、被害者本人の対処の方向性とそのための支援のニーズなどでございます。面接は、都内在住の暴力被害体験者33名に実施いたしました。調査方法でございますけれども、まず調査へのご協力をお願いするリーフレットを福祉事務所、各区市町村の相談機関の窓口、民間シェルター、東京ウィメンズプラザ、女性相談センターなどに配布し、呼びかけを行いました。その後、専用電話で申し込みを受け付け、面接日を予約いただきました。面接当日は配偶者暴力に理解のあ

るカウンセラー等が面接員となり、1対1で2時間程度の聞き取り調査を行い、ヒアリングシートに面接員が自ら記録するという方法で実施いたしました。

次に、「配偶者からの暴力被害者支援に関する関係機関調査（アンケート調査）」でございます。一つ目がアンケートで、二つ目がヒアリングとなっておりますが、一つ目のアンケート調査でございます。これは、配偶者暴力に関係する都内の各機関の支援の状況、他機関との連携の状況及び課題等を把握することを目的としております。関係機関が多くございますので、施設、機関の種別ごとに7種類の調査票を作成いたしました。これらの調査票は、基本となる大部分の設問は共通でございますが、施設の機能に合わせ、設問を加えたり、聞き方が異なるなどしております。内容は、入所の状況、相談の状況と支援の状況、子どもへの支援の状況、児童虐待との関わり、他機関との連携の状況、連携に関する課題、加害者からの威圧行為等の状況、支援に関する課題や今後の方針等についてお聞きしております。調査対象機関は15種別、412機関でございます。郵送により配布し、回収をいたしました。回収状況は333機関、80.8%でございます。調査は、8月15日から9月5日の間に実施いたしまして、現在集計中でございます。

三つ目でございますが、「配偶者からの暴力被害支援に関する関係機関調査のヒアリング調査」でございます。これは、ただいま説明いたしました関係機関のアンケート調査の中から、自由記述欄とか回答の状況から、先駆的な取り組みや工夫が見られる施設・機関などを30機関選定いたしまして、直接お伺いしてヒアリングを行うものでございます。現在、ヒアリング調査を実施中ございまして、ご指導いただいております学識経験者、都職員、調査会社の研究員が施設に赴き、ヒアリングを行っております。

3番目の「配偶者暴力被害者を含む家族・家庭を支援するための施策に関する調査」、これは区市町村に対する調査でございます。区市町村が実際に行っている施策の実態把握に関する調査でございます。母子、児童、女性、配偶者暴力等の各分野で実施されている家族・家庭等を支援する施策の内容及び配偶者暴力被害者に適用する際の問題点（留意点）等を調査し、実態を把握するものでございます。

これらの調査は、客観的な数量把握・分析をもとに、それぞれの調査を関連づけた多角的、総合的な視野からの分析を進める予定でございます。

以上、配偶者暴力の実態把握に関する調査の概要を説明させていただきました。

渥美会長 ありがとうございます。今の報告について、ご質問なり、ご意見がございましたらお申し出ください。また後ほど「論点整理」の段階で議論がなされますが、ご質

問なり、ご意見がありましたら、この段階でちょうだいいたします。どうぞ。

庄司委員 第1回目は欠席いたしましたので、初めて皆様にお目にかかります。調査の結果が待たれるわけですけれども、一つは、面接調査のポイントになるところが特に絞り込まれているのかどうかというのをちょっとお尋ねしたいと思いました。被害者の実情などは今までもいろいろな形の調査研究や行政機関の報告がございますので、そのあたりを一つご質問したいのと、それから、二つ目のアンケート調査は、これは調査票などがどういうものであったか、委員に配付されたのですか。私、1回目をお休みしました後、今日に至るまでの経過がほとんどわからなくて、一体どういう状況になっているのかという情報が一切なく、今日は非常に簡単なご報告でしたので、正直言って、ちょっと戸惑っております。ほかにもいろいろございますが、主にその2点です。

田村参事 それでは、第1点目の面接調査について、どんなところにポイントがあるかということですが、被害者の方の面接につきましては、どういう経緯で相談につながってきて、その中でどういうことがあって、次にどういう支援につながっていったかというようなことがあります。それからもう一つは、加害者の状況についても聞ける範囲で聞いております。子どもがいるかいないかということも。最初はどこへ行ったかとか、追跡の恐れはどうか、現在の生活の場はどこだとか、その直前はどこだとか、現在の支援はどうなっているとか、そんな形で、家を出た直後の健康の問題も聞いていますし、それから、前の調査でもやっていますが、暴力に至る状況とか内容についてももちろん聞いておりますが、そのような項目がございます。

渥美会長 最初、第1回に皆さんにお諮りし、事務局のほうから説明がありましたように、どのような仕組みで適切な連携プレーをしながら支援を行っていくか、どういう仕組みをつくったらいいかというのがここでの主眼でございましたので、それに従って調査を行っているわけです。それ以外の観点からのいろいろな研究結果はあるでしょうけれども、ここで行いましたのはそういう目的で展開されてきた。それで、今、その内容について田村さんのほうから若干説明があったということでございます。

松原委員（部会長代理） 実態調査のほうをいろいろお手伝いしてきたのは部会ですので、本来であれば山崎部会長からご発言があってもいいかと思うのですが、一つは、今まで既存の調査はいろいろあるのですが、配偶者暴力防止法ができてから、これは最初の全都的な調査になるだろうということで、三つの調査を全部含めて、そこが一つ大きな柱になっていたと思います。もちろん、既存の調査と合わせて、被害者等の実態をまた新たに

把握し直すということもベースとして必要ですが、今回やる調査の幾つかの中心的な課題としては、資料2のところにも若干挙がっているのですけれども、今まで被害者のお子さんがいらっしまった場合、そのときの子どもの状況とか、あるいは子どもへどうサポートするかということが明らかになっておりませんでしたので、この点を一つの柱にしております。

それから二つ目に、ここは専門部会でもいろいろ議論をしたのですが、加害者像というのを明らかにし、それへの対応というのがどうなっているか、この点についても明らかにしたい。

それから3番目に、やはり援助機関がどう関わっているかということに加えて、援助機関・施設間のネットワーク、特になかなか縦割りの個々の施設・機関は熱心にやっていらっしまうのですけれども、横の広がりがないのではないかというようなことを基本的に考えながら、三つの調査とも設計しました。

特に2番目の関係機関調査では、そういうことを意識しまして、例えば福祉事務所、保健所・保健センター、それから児童相談所等、配偶者暴力の支援に関して、今までは関連機関として位置づけられていたところにも共通の質問項目を出すということで、そういう意味で今回の調査というのを明らかにしようというふうにしておりました。それから、調査票については、真ん中の2番目のところをとりましても非常に大きなものになりますので、多分、今回の資料では付けられていないと思うのですが、大よそそういうことで共通項目等を定めて調査をしておりますし、そのことは と に係る調査でも同一の方針で進めさせていただきました。

以上です。

渥美会長 よろしゅうございますか。

田村参事 調査票について、もしご希望があれば用意いたしますので。

庄司委員 いずれは拝見したいと思えますし、それから、例えば15種の機関というと、どの範囲までが関係機関というふうに捉えられたかとか、そういう詳細にはなかったもので、非常にご苦労されて、ずいぶん丁寧になさってくださったと思うのですけれども、その全体像は、私ども専門部会から外れていますと理解がまだ十分ではない。今日でなくて結構ですので、いずれまた拝見したいと思えます。よろしくお願ひします。

田村参事 では、その辺につきましては、また先生のほうにご説明させていただきたいと思えます。

渥美会長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、議題3の、ご議論賜る前提としての「論点整理」について、専門部会でおまとめいただいたものを事務局から説明をお願いします。

田村参事 それでは、「論点整理」でございます。説明させていただきますので、資料3を開いていただけますでしょうか。また、今後の検討スケジュールにつきましても併せて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事の1で松原部会長代理からご報告がありましたように、この「論点整理」は実態調査をもとにした配偶者暴力の実態の把握・分析、問題点の整理を中心とした中間報告の骨組みとなるものでございます。具体的な対策案は最終報告で明確にしていく予定でございますので、ご検討を進めていただいております。

資料3を改めてご覧ください。調査審議事項は、「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」でございます。

1でございます。「現状認識」では、今まで意見としていただいた配偶者暴力に係る全体的な事項を挙げてございます。例として、プライベートな生活の中で振るわれる配偶者暴力は、外から見えにくく、その密室性ゆえになかなか実態が明らかにされない。近年、児童虐待防止法、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等、家族など、従来、法が入りにくかったところに司法が介入し始めた。これらの法律は、対処療法的な面が強く、根本的な問題解決に至るには、なお多くの課題がある。配偶者暴力防止法は、暴力被害を顕在化させた。当事者、子どもをはじめ、家族や親族、友人・知人など周囲の人間関係にも影響を及ぼす状況が浮き彫りになった。配偶者暴力の解決には、予防策も含めた総合的な対策が必要である。「家族」としての問題の捉え方、解決の方法も課題である。そういうのがまず第1の「現状認識」でございます。

次に、「2 実態の把握」でございます。いろいろな角度から実態を明確にしていきたいと思っております。議事の1の中で、松原部会長代理からご報告がありました意見聴取、それから議事の2で説明いたしました実態調査、業務の中で得られる現状等を把握・分析したいと思っております。今までご説明させていただきましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

「3 課題」の(1)総論的な課題といたしまして、配偶者暴力は、取り組みが開始されてからまだ日が浅く、子どもへの支援や被害者の自立支援など多くの課題がある。それからもう一つ、被害者支援と暴力防止を目的とする配偶者暴力対策は、多方面からの取り組

みを有機的に体系づけて実施する必要があるとしております。

(2)課題の5本柱は、いろいろな課題を大きく五つに分けて整理し、骨組みとしたものでございます。

まず第1に、被害者に対する支援でございます。被害者へは、相談、危機介入、自立への支援など、いろいろな状況に応じてさまざまな支援が必要でございます。それらを課題としてまとめました。被害者の相談、一時保護など危機回避に関する支援と自立を目指す人への支援の充実。継続的な心理的ケアまで視野に入れた生活再建への支援。それから、相談などの支援につながらず、潜在している被害者への支援。

次に、子どもへの支援でございます。配偶者暴力が起こっている家庭にいる子どもは、ネグレクト等を含み、虐待的環境にいる場合が多く、早期の心身のケアが必要と言われております。少しずつ取り組みがなされ始めましたが、まだまだこれからという状況でございます。子どもに対する課題といたしまして、虐待的環境に置かれている子どもの暴力被害の救済。直接の暴力を受けていない場合の暴力の目撃による心理的・精神的影響への配慮。暴力を経験した子どもへの支援。専門的、多角的な視野からの早急な支援を挙げております。

3番目です。暴力を振るう配偶者への対応。現在のところ、加害行為者(この言い方についてはいろいろ議論があったのですけれども)への対策は何もなされておられません。分離された加害行為者が、再婚を繰り返すなど暴力の拡大も懸念されております。しかし、分離だけでは根本的な解決にならないということから、次の課題を挙げております。保護命令や離婚などで分離された加害行為者への対策。加害行為者への取り組みについての必要性、目的、手法などの検討及び研究。今後取り組むべき重要な課題としての位置づけでございます。

次に、4番目です。早期発見、未然防止のための対策の課題といたしまして、暴力を許さないという社会規範形成の強化。希薄化したコミュニティを補う地域に密着した早期発見、暴力防止の仕組みづくり。地域の中で最も小さな共同体である家族を支える視点からの暴力防止対策でございます。

次に、5番目、連携体制の整備です。被害者、子ども、加害行為者といろいろな対策を行うに当たり、状況・状態に応じていろいろな行政機関、民間機関などが係わる必要が生じております。そのような観点から、連携体制についての課題を掲げております。まず、区市町村レベルでの連携体制及び広域行政を担う都の連携体制の構築。民間支援機関など

も含めた広がりのある配偶者暴力被害者支援及び早期発見・未然防止策。さらに、加害行為者対策まで踏み込んだ関係機関のネットワークの構築。関係機関の連携と、それに関する役割の明確化でございます。

続きまして、今説明いたしました課題に対する4番目として、今後の方向性でございます。これは、対策の方向性として例示的に記載したものですので、文章化の段階ではもう少しご意見を承りたいと思っております。また、それぞれ方向性をお示した後に、ポチで部会意見を示してございますが、最終報告までにこれらの仕組み、具体策など検討いただく予定でございます。本日は方向性のみ簡単にご説明いたします。

(1) 安全と安心を確保し、生活を再建するための被害者への支援。 関係機関と連携した相談、一時保護の充実。 住居、就労、保育、心のケアなどトータルな生活自立に向けた支援。(2) 配偶者暴力が発生している家庭の子どもへの支援。 子どもの支援機関と連携した子どもへのケアシステムの整備。 子どもに関する法的な課題の改善。(3) 暴力を振るう配偶者へのアプローチ。 加害行為者対策の問題整理。 暴力を抑制する教育への取り組み。 刑事司法制度における取り組み。(4) 早期発見・未然防止・家族機能回復のための支援。 身近な地域での早期発見・気づきのシステムづくり。 として、家族機能回復のための支援。 として、未然防止への働きかけ。最後の(5) 連携・ネットワークの構築の項目です。 支援関係機関、関連機関との連携。暴力の予防と防止、危機介入、事後的ケアに関連する機関、人材、制度など点在する社会的資源の機能、役割の明確化。以上が専門部会でご検討いただきました論点整理でございます。

引き続きまして、検討スケジュールの説明をさせていただきます。資料4をご覧くださいませでしょうか。上から3分の2は今までの経過でございます。先ほど松原部会長代理からご報告いただいたとおりでございます。本日の第2回総会後は、後ほど説明させていただきますが、中間報告のまとめに当たりまして、起草委員会の設置をお諮りしたいと思っております。11月中旬から実態調査の分析と並行しながら、起草委員会において中間報告の骨子(案)をご検討いただきたいと思います。12月中旬以降、先ほどの委託調査の調査結果がまとまる予定でございます。その結果をもとにご検討いただくため、12月19日に第9回専門部会を開催する予定でございます。ただし、調査結果については、公表前ということで、専門部会は非公開の会議とさせていただきます。実態調査結果に基づいた具体的な支援策等のご議論を、中間報告(案)の作成と並行して行う予定でございます。ここには起草委員会は1回のみ記載してございますが、必要に応じて随時

開催させていただこうと思っております。

16年の1月には、第10回専門部会において、起草委員会でご検討いただきました中間報告のご検討をお願いいたします。この間、委員の先生方には、個別の意見聴取等も行っていきたくと思います。2月の第11回専門部会で中間報告をほぼ固めていただき、3月は、総会において中間報告をご審議いただき、発表したいと考えております。4月以降は、具体的検討を進めながら、パブリックコメントを整理・検討し、最終報告に向けてまとめてまいります。大変忙しい日程になりますけれども、夏ごろに発表できたらと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明が長くなって申しわけありませんが、内閣府のほうの配偶者暴力防止法の改正の状況についてもご説明させていただきます。正式な説明ではありませんが、来年の3月か4月ごろまでに改正案を固め、夏までの成立を目指すというようなお話でございます。内容も、小幅な改正になるようなお話もございしますが、その辺のところについては私どももまだ詳しくは聞いておりませんので、前田先生などのお話が聞けたらと思っております。

また、法改正に関して、より効果的な要望活動とするために、神奈川県、埼玉県と共同して内閣府と厚生労働省あての提案要求を行っております。提案要求事項の概要は、加害者対策の具体化・法整備、区市町村の役割の明確化と配偶者暴力相談支援センター機能の付加、保護命令制度の対象の拡大などでございます。

以上、論点整理、スケジュール等について説明させていただきました。以上でございます。

渥美会長 ありがとうございます。今、説明がありました論点整理と検討スケジュール(案)に基づいて、皆さん方からご意見を賜りたいと思います。先ほど庄司先生からもご意見を賜りましたけれども、実態把握調査も含めて、今から約1時間ぐらい議論をしたいと思います。どうぞ活発な議論をなされるようお願い申し上げます。どうぞ、ございませんか。

この法律は非常に簡単な法律で、ほとんど全部を地方自治体の責任で処理をしるという規定ですから、それをどういうふうに組み立てるかというのは、場合によっては、われわれの側というか、市区町村から都道府県の配慮によって相当な内容を盛り込むことができるのかもしれませんが、したがって、それらについて、まず第一歩だとしても、視点と方向がある程度定まった東京都の立場というものをまとめ上げていくことはかなり有意義だと思いますが、それらの点をめぐりまして、今、説明されました内容について、どうぞ活発

なご議論をお願いします。ございませんか。

原田委員 港区長の原田でございます。私は区長会からの推薦という立場と、あと私個人の立場と、両方の立場で質問をさせていただきます。順不同になりますけれども、何点かにわたります。

まず、実態調査についてですけれども、専門家の方たちがいろいろ計画をされていると思いますけれども、例えば暴力被害の総数が、これは想像の域を抜けることはできないのでしょうかけれども、どの程度の数なのか、そういったものがある程度想像できるのかどうか。また、こういう家庭内暴力の中で、地域特性とか、そういったものがあるのか。あるいは、どういう要素がそういう家庭内暴力と関連をするのか。それは、どういう要因が大きく効いているのかとか、あるいは一方で、どこにでも共通するような要素は何なのかとか、そんなことを私個人としては知ってみたいというふうに思っておりますけれども、その辺は調査を分析する設計の中でどんなふうになっているのか。

それから、そもそも配偶者暴力ということの定義がどんなふうな扱いになっているのか。例えばどの程度の頻度とか、どの程度の内容をもって配偶者暴力というようなことを定義しているのか。

それから、先ほどの資料3の説明の中で、「実態の把握」の(1)の4のところ「男性相談からの実態把握」というのがありましたが、これは男性の被害者という意味なのかどうかということです。

それから、「3 課題」の(2)「課題の5本柱」の中の「子どもへの支援」というところの「暴力を経験した子どもへの支援」というのは、この中ではスペースの関係で限られた表現でしかないわけですが、それでも、「暴力を経験した」という意味がわからないのです。要するに、子どもが加害者になったのか、あるいは被害者になったのか、それがわからなかったので教えていただきたいということです。そんなことが一般的ですが知ってみたいというような内容でございます。

それから、今度は自治体のレベルで考える場合ということで、「連携・ネットワークの構築」というところですが、私ども港区では、また正式に日程が決まりましたら皆様にご案内申し上げたいと思うのですが、コミュニティ・カフェと称し、男女平等参画について、地域で交流したり、性差別などについて相談できる場をNPOと連携して開設します。お茶でも飲みながらグチをこぼしながら、専門の方にいろいろ相談に乗っていただける、そういう施設を近々オープンすることになっておりますけれども、そういったことでこういっ

た家庭内暴力などに対して積極的に取り組みつつあるわけですが、地方自治体レベルでそういった取り組みをほかの地域でも多分されたり、あるいは、されつつあるのだらうと思いますが、私の立場で申し上げると、そこはあくまでも第1次的な相談機能でしかないし、それ以上専門的なところは不可能なわけですから、他と連携しないといけない。例えば職業訓練につなげるのだったら東京都レベルとか、あるいは法律相談になると弁護士会とか、いわゆる犯罪に該当するというようなことになれば警察に行きなさいというようなことになるでしょうし、いろいろな実態把握の中からどういうふうにいるいろいろなところへ連携するようなことが考えられるのか。あるいは、いろいろな実態の中で、いろいろなケースを整理していただいて、基礎自治体の中では基本的な相談しかできませんし、専門家はいませんので、どういうふうにいるいろいろなところへ連携していくのか。そこから先に例えばどういうところにつなげていくのかというような、ある種のマニュアルとか、フローチャートのようなものをつくっていただくと非常にありがたいというような気持ちを持っております。その辺のところ、5ページの最後に「連携・ネットワークの構築」というふうに書いてありますけれども、それはどんなふう最終的にレポートとして出されるおつもりなのか、その辺のところをお伺いできればと思います。

以上でございます。

田村参事 原田委員のほうから、いろいろなご意見、提案もありましたけれども、全部答えられるかどうかわからないのですが、お答えさせていただきます。

配偶者暴力の特徴とか、それがどんなものなのかということにつきましては、私どもの支援センターがございまして、先ほども言いましたとおり、電話相談、面接相談をやっておりますので、そういう中でも、暴力になったきっかけとか、そういうことも含めて結構取っております。あと、本人の面接の中からも取っております。それから、地域ごとの違いがあるのか、特色があるかというようなことにつきましては、区市町村のほうの調査といたしますが、相談の数ということではわかりますけれども、それ以上、暴力の中身にどれぐらい違いがあるのかということまで把握できるかどうかはわかりません。まだ分析しておりませんので、わかりません。

それから、定義につきましては、実際の殴る・蹴るという暴力もありますし、心理的な暴力もありますし、それから経済的な暴力といたしますが、お金を渡さないとか、性的関係を強いるというような性的な暴力とか、そういうものを含んだ暴力というふうにご覧しております。

あと、男性相談につきましては、一応、これは男性からの相談ということですので、いろいろございますが、14年度は160件、ウィメンズプラザで受けている男性相談がありまして、そのうち57件が加害者からの相談になっております。あとのものは男性が暴力の被害者だというのが7件で、その他は生き方とか、仕事の悩みとか、そういう問題になっているかと思いました。

それから、暴力を受けた子どもというのは、児童虐待といいますが、家庭内暴力の中で子どもにも暴力が及んだ、そういう経験を持っている子どもという意味でございます。

それから、この調査に基づいて、連携についてというレポートとか、何かまとめたものというお話だったのですが、一応、今の状況で申し上げますと、相談機関向けにはマニュアルはつくっております。昨年度、マニュアルをつくりまして、「配偶者暴力相談支援マニュアル」ということで、相談機関にはこういうものは配っております。ですから、一応のマニュアル的なものはつくっております。ただ、私どもとしては、これで十分だというふうには思っておりませんので、今後の審議会の中でいろいろご審議いただきまして、よりよい地域のネットワークづくりとか、自立支援策というもの、それから加害者対策というようなものを見い出していきたくと存じております。その辺でよろしいでしょうか。

原田委員 地域の特性の中で、一つ、これも調べていただくことが可能であればですけども、外国人が絡む家庭内暴力ですね。港区は1割ぐらいの方が外国人です。ほかの区でも外国人の居住する率が増えているところもありますけれども、何かそういう相談例があるのか。外国人になってくると、宗教とか、あるいは生まれ育ったところの文化的背景が違うわけです。それが男性なのか女性なのか、あるいは2人ともある特定の国の方なのかによって様子が大きく違ってくると思いますが、そういったケースもこれから相当増えてくるだろうと思うのです。そういったときに、例えば東京都としてどういうご相談をされていくのか、そんなこともあると思うのです。端的に申し上げれば、外国人の相談とか、もっと高度な相談とか、これは基本的には基礎自治体というか、区とか市ではちょっと不可能だと思います。例えば通訳の費用をつけるとか、専門的な方をつけるなどというのは、経済的に基礎自治体ではかなり難しいと思うのです。そういった意味で、どういうふうに区市と都との役割をやっていくかとか、一時的な相談は受けるとして、言葉の問題とか何かになると、これは東京都で広域レベルで相談をやってくれというようなことでお送りするとか、例えばそういう連携なども出てくるだろうと思いますが、ある程度そういう仕分けなども最終的にはしていただく必要があるのではないかというふうに考

えております。

以上です。

渥美会長 専門部会に加わった方々から何かご意見なり、今の質問に対するお答えなりがございましたら……。ありませんか。

では、私から少し申しますが、立命館の中村さんからご報告を賜ったのは、従来の在来型の家庭における支配構造というようなものを基本にして、ドゥルースモデルという、これはアメリカのある町のモデルですけれども、それに基づいてご報告がございました。ただ、それだけではなくて、暴力を行う側の発達の欠陥、あるいはコミュニケーション・スキルの不十分さ、あるいは外部から加わった種々の違ったストレスによってこういう問題が起こるのかどうかということを考えなければなりません、これは今のところで調べてすぐわかるわけではないので、これから相談をし、支援をし、ケアをしていく、あるいはお節介をする。直訳すると「介入」という言葉を使うのですけれども、そういう場合を通して、一体どういうような処理体制をしたらいいのか。それがだんだん見つかる。今まで段階でどうなっているかということは、実際見ていないわけですから見つからないということでございます。一応、今のところはドゥルースモデルに従って、これは権力コントロールの在来型の男女の構造がこういうような暴力をもたらしているのではないかという仮説に基づいて考えているということで議論を進めてまいりました。それだけではないだろうという質問もございました。

それからもう一つは、先ほど来、基礎自治体での問題が起こった際に、予算の点からも、人的資源の点から言っても、広域的な問題として都に返すということの良さを説明されましたが、それでいいのか。それとも、予算は国や都から自治体に下りていって、自治体で種々の人々、能力を持った人々や訓練された人々を集めて、あるチームをつくりまして、そこでかなりの問題を解決するような処理の仕方も考えられるわけです。先ほど申しましたように、この法律は自治体に責任を全部負わせているわけですから、どういう組み方をすればいいかということを考えなければならない。遠いところで議論をして助けをすることやっても、具体的な問題の解決になりませんので、そういうように法律の問題が起こったらすぐ弁護士会へ行くのか。そうではなくて、その場でチームに加わってもらって処理するのがいいのか。それらはこれからのことで、どういうような処理をすればよるしいのかを調査もし、意見も交わしながら、ある一定の方向を示した後で、さらにまた、この会の終了時に報告をしても、そういう問題があるんだというようなことが結論として

出てくるかもしれません。

ほかに何かございませんか。

この問題の経験を積んでいる国の例などを見ますと、基礎自治体で全てを処理するので、東京都のように大きいところに連絡をして処理をするというのは隔靴搔痒の感がありまして、うまく動かない。ですから、原田区長さんの場合にはそこでやっていただくというようなことを経験を積んでいる国々ではやっているんですね。先ほど言われたように、それをつくるにはどうしたらいいかという問題があります。

原田委員 ほかの区長さん、市長さんはどういうお考えかわかりませんが、やはりできるだけ基礎自治体がいろいろなことに取り組むべきだというスタンスで私はいます。ただ、これは別の次元になってしまうのですが、国と都府県でも三位一体のことで議論されていますが、都と区の関係でもやはり三位一体の議論があります。例えば、港区は東京都の都税事務所で徴収する税金が、都税の15%は港区から生まれているのです。それで、東京都から港区へのリターンはゼロなんです。例えばアメリカのような自治体は、90%、自治体で税を集めています。ニューヨークでも、どここの小さな人口1万の市でも。ですから、全部、自分たちで必要な税を集めてやるわけですね。ところが、いい悪いは別として、日本の制度の中では、まず国がたくさんお金を集めて、次に都が集める。それで、基礎自治体である区市はほとんど独自財源はないわけですよ。結果的には、国とか都からお金を回していただくという構図になっている。ところが、現実に港区では、都税事務所を通して、都市計画税とか固定資産税は全部都にいくわけですが、港区へのリターンは、今年はどうとう財調ゼロになりました。ですから、港区で独自に税金を集められれば、港区は全部自分でやりますよということは言えるわけですよ。ところが、税金は全部持っていかれてしまって、あとは港区さんで勝手にやれというのは、これは仕事だけ押しつけられて……。そういう問題も一方であるということはずいぶん皆さんもご理解いただきたいというふうに思います。

渥美会長 そうです。その問題も考えなければいけません。その際に、住民自治に基づく、団体自治に基づく固有事務なのか。それとも、性格上、その問題は委任事務なのか。この法律では、とにかく書いてあるのは自治体に責任を負えというわけですから、自治体が責任を負えということは、自治体の住民と団体自治のはずです。だから、固有事務のはずです。固有事務だが、今おっしゃられたように財源がない。こういうのをどうしてくれるんだと。そうすると、いろいろな工夫ができると思うのです。人を派遣してもらおうとか、

一緒にやるとか、予算が必要なものを交付してもらおうとか、それらの問題点を指摘するというをしますので、途中からでもどんどん今のような情報をいただきたいです。

ほかにございませんか。

先ほど田村さんのほうからちょっと触れられましたけれども、内閣府でどの程度の改正を考えておられるのか。もしも差し支えなかったら、前田先生、ご説明いただけますか。

前田委員 私は一委員ですから、そんなに詳しく申し上げられる情報を用意しているわけではないのですが、DV法の見直しの審議を基本的に今年の春ぐらいまでずっとやってきて、参議院のPTの人たちに今年の夏に説明をして、その後、どういう動きになるかというのははっきりしないんです。ただ、そこでは子どもに対してのアクセスを拒否するかとか、あと、どの程度排除の仕方を厳しくするかとか、幾つか論点があったわけですが、伺っていますと、この検討の中身は法令の改正とは必ずつながることはやっていらっしやらない感じですよ。法令のほうは、3年後の見直しのはずが、まだ3年たっていないので、私などはまだ見直しの時期が早過ぎると思っていますし、国の側でも実態調査が、どこがどう問題で、どう変えなければいけないかというところがまだ集まってきていない面があるのではないかと思います。いずれにせよ、国との対応関係で考えていくと、動き方が余りにも不透明なので、振り回されてしまって生産的ではないような感じがいたします。

ですから、あとは、この調査をされたのだとすると、そのデータと、私も、こういう調査をやった以上、質問票というものがどういうものであって、その生データが委員会に出てこない議論にはならないんですね。それを踏まえて、それがあって対策が出てこないと……。ただ、私も都の職員ですから、いろいろ時間の関係があるので、中間報告を早めに出さなければいけない。そろそろ起草にかからなければいけない。ただし、データの結論はまだ出ていない。そういうときにどうしたらいいかというのは非常に難しいと思うのです。ただ、この総会でデータについてのご意見を伺わないで起草できるのかどうかというのは非常に難しい問題になると思います。

渥美会長 今の点について、事務局ではどのような段取りを考えて、今の前田先生のような質問に対して、どういうふうに説得的に答えるか。

田村参事 説得的に答えられるかどうかかわからないのですが、確かに調査が膨大なものだったものですから非常に時間がかかっておりまして、まだ実際問題としては、調査の本当に粗々のデータの集計をしているという状況でございます。本当に粗い分析が出るのが

12月の中ごろだろうというふうに思っておりますので、そのときから起草委員会も専門部会もいろいろ本格的に動き出すのだろうというふうに思っております。いろいろ逆算いたしまして、3月の中間報告から逆算いたしまして、そういう関係から、どうしても今回、総会を一回開かせていただいて、委員の皆様方のご意見を伺って、それで起草委員会を立ち上げようかなというふうに思っております。専門部会の中でいろいろな方面の方からご意見を聞いておりますので、それぞれサバイバーの方とか、相談機関の方、それから児相とか、聞いておりますので、そういう意味でも、不十分ではありますが、実態調査、委託調査以外のところでも、実態把握については、専門委員会の中ではなされているというふうにも考えております。

渥美会長 今の点について、このまま中間報告(案)に進むにしても、その途中で被害実態や加害実態の構造的な調査研究の結果がある程度まとまったとか、あるいは、それぞれの基礎自治体で連携をとるべきところと、連携をとろうとする姿勢はあるけれども、どういうところに難点があるかというようなものは質問票から出てきますね。そうすると、非常にご苦労ですけれども、それをある程度、専門部会で整理をなさって、その整理をなさったものを、専門部会に加わっていらっしゃらない方々にも外へ漏れないようにしてお送りして、ご意見を書面の形なりでお伺いする。もしも書面だけでは処理が十分終わらないという場合には、無理にでも、どこかで皆様のご意見をもう一度賜る総会の時間を置くというような配慮はできませんか。

田村参事 途中の段階で委員の皆様からのご意見を伺うことはできると思うのですが、いろいろお忙しいこともあったりするので、3月までにもう一回総会というのはきついなというふうに事務局では考えております。総会の案文とか、調査結果のまとめたものについては、事前に、なるべく早い時期に委員の皆様にはお配りしたいと思っておりますが。

渥美会長 一番最初に庄司先生がおっしゃられましたように、クエスションの内容がわからない、わからないところからいろいろ考えるのは無理だと。そのとおりだと思いますね。だから、そういうものも付け加えて、皆さんから書面の形式等々でご意見を賜って、それで済めばいいですけれども、どうしても済まないよだということが、事務局からご説明を受けて、私たちのほうでそういう心証を得ました場合には、無理してでも会を持つという努力はさせていただく。できればそうならないでいったらいいなというふうに思いますが、それでよろしいですか。

田村参事 はい。後でまた会長のほうとも相談させていただいて、どういうふうにする

かは、もしご意見がすごくあるというようなことであれば、また別途考えますが。調査報告については、まとまったものが、実際問題として、本当に公表できる段階になるのは来年になってしまおうと思うのです。1月以降になりますので、ずっと遅くなると思います。

渥美会長 でも、大体把握できたら、なるべく皆さんからご意見を賜らないと、結論は事務局でつくってしまうと議論した意味がなくなりますから。

田村参事 わかりました。では、それはまた相談させていただきます。

渥美会長 ほかに何かございませんか。

原田委員 今回の調査項目には入っていないのですけれども、もしできたら知りたいと思うのが、例えば海外などでこういう家庭内暴力の実際ケアをしている、あるいは加害者へのカウンセリングを含めて、何かうまく機能しているような、そういう施設などの例があれば知りたいと思うのですけれども、こういう調査をしながらの中で、海外の情報収集というのがもし可能であればですけれども、今回の全体の調査の骨子には入っていないわけですが、何か付属資料みたいな形で、海外でこのような解決機関の、あるいは加害者と被害者を集めて、あるいは加害者の男性を集めて、こんなふうな矯正のカウンセリングをやっているみたいな、そういうのがあれば紹介をしていただければ幸いかなと思うのです。これはあくまでもお願いということになるのですが、その辺はいかがでしょうか。

渥美会長 専門委員の方々から若干のご報告を賜りましたし、皆さんの中に何かございましたら。

妹尾委員 内閣府のほうで、加害者の暴力、加害者の更生の研究会というのが去年から持たれていて、その研究会のメンバーになっております。暴力加害者の更生プログラムのマニュアルづくりというのがこの1年間の宿題になっていまして、昨日まで10日間、カナダのオンタリオ州のトロントとオタワに滞在して、その2地域での暴力加害者の更生プログラムのあり方について、担当官の方の説明と、実際に加害者更生プログラムをやっている団体に行って、男同士のミーティングを見せてもらうという視察をしています。12月にもう一回、バンクーバー（ブリティッシュコロンビア州）に行く予定です。カナダは州ごとに立法権を持っていますし、州政府として、先ほどの国と県との関係とはまた全然違う独自性がありますので、一応、二つの州、ブリティッシュコロンビア州とオンタリオ州を比較するという研究体制にして、来年3月までには実際に使えるようなプログラムを開発するという課題で勉強してきたばかりです。昨日の夜の11時半に着いて、今、徹夜明けの状態になっていまして詳しく説明できないのですけれども、簡単に言いますと、加害者に

対するプログラムは確かにあるのですが、行った先で、州政府の方も、連邦政府の方も、全ての担当官が必ずどこでも言ったことは、被害者の安全性を確保する制度の一環として、その一部として加害者に対する更生プログラムを行うということが、州の独自性はあっても、この点は絶対に揺るがせないんだということで強調されていました。

それから、これが多分、来年、日本で試みのプログラムをやるときに、最大のボトルネックになると思うのですが、ドメスティック・バイオレンスに対する取り組みというのは、いろいろな専門用語があるのですが、徹底的に取り締まって徹底的に刑事訴追していくという厳罰主義とかの方針が貫かれています。あと、暴力行為を見逃すような寛容な態度、あいまいさというのが全くない、ゼロトレランスという言い方もあるのですが、こうした「暴力を絶対に許さない」という刑事政策と一緒になければいけないということが強調されているので・・・。

波田委員 ゼロトレランスは、どこからどこまでがドメスティック・バイオレンスですかというので、これはオーケー、これはバツですよという、そういう意味でのゼロトレランスですよ。

妹尾委員 そうです。あらゆる暴力をドメスティック・バイオレンスに含むという意味でゼロトレランスですね。そのとおりです。

そうすると、精神科医とか弁護士とかも含めて、全ての職種の人が加害者として、しかもたくさん逮捕されるわけですが、その中で、対象者の性向を見て、ちゃんと治療に値するという人を選んで行うのが更生プログラムだということを勉強してきました。私も今日は頭が混乱していて不用意に言うともまずいから発言を控えていたのですが、本総会のレジュメでも、例えば保護命令や離婚などで分離された加害行為者への対策というふうに書いてあるので、確かに私も行く前はそういうふうに使っていたのですが、実際は、カナダではプログラムを受けているグループの多いところでは9割、少ないところでも6割は同居の家族だそうです。日本では保護命令というのは待ったなしで危険性を除去するというか、命からがら逃げた人を守るための最低限の措置としての保護命令になっているのですが、その辺は厳罰主義で、校長先生も教会の牧師もみんな逮捕されるようなところと、日本のように本当に一番安全性を確保しなければいけないところでやっと分離しているところと全然違うので、その辺は安易にプログラムの部分だけを取り出して、直輸入できないのではないかと思うのです。

治療のノウハウという点では、精神科医といえどもこれまで専門領域ではありませんで

した。例えば日本は厳罰主義やゼロトレランスという、何ととっても薬物乱用ですよね。自分の専門にこじつけていると言われるかもしれないですけども、例えばマリファナなどを1g以下持っていたとしても、持っていたら必ず最初は執行猶予付きの実刑、2回目は執行猶予なしの実刑とあって、薬物については厳罰主義をやっているの、今、刑務所人口の半分以上は薬物事犯とか、そういうことになっているのですけれども、わかりやすい例として、ちょうど日本の薬物乱用対策のようなことをカナダではDVに関してやっているという感じです。その中で教育できる人を選んで教育しているというところなので、その辺は日本は麻薬対策についてはめちゃくちゃ厳罰主義ですけども、それとは対照的にDVに関しては誰もそんなことを言った人がいないと思うのです。むしろ法制度のあり方のほうがボトルネックになっているのかなというふうに私は勉強してきました。

渥美会長 今のは、法律の条文よりも、法の運用それ自体を各州に委ねていまして、それで違いが起こるのですけれども、ゼロトレランスというのは、必ず捕まえるということよりも、どれだけ介入するかという観点からの運用です。アメリカはアメリカで違ったことをやっていますけれども、それらのことも、妹尾先生からもご報告を賜り、日本の場合と合わせることができかどうか。それを今の日本の法律の下でどこまで処理できるのか。それらについて、国への要望、それから中での処理の仕方を逐次考えていく。それで、できれば区長さんの代表、あるいは議員さんの代表にも、委員でいらっしゃいますので、ここで専門部会で調べた内容は事務局を通してご報告申し上げるということによろしいですか。妹尾先生、ありがとうございました。ほかにございませんか。

それでは、急いで事をし損じないようにしますけれども、急いで議題の4に移ります。拙速かもしれませんが、議題の4は「起草委員会の設置について」であります。まず、また事務局のほうからご説明を賜ります。

田村参事 先ほどのスケジュールのところでも説明させていただいたのですけれども、中間報告をまとめるに当たって、起草委員会を設置して、機動的に運営していきたいというふうに考えております。起草委員会で案をおつくりいただきまして、専門部会での検討を経て、総会にお諮りするという手順で進めたいと思いますので、先ほど実態調査の報告や何かの中身が出ていないということだったのですが、それを中間の中でいろいろご報告はさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

渥美会長 起草委員会の設置について、何かご意見ございますか。今、事務局のほうから若干の方向の提案がございましたけれども。中間報告をまとめる起草委員会を設置して、

とにかく進んでいってよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

渥美会長 それでは、そうさせていただきます。

委員については、審議会の運営要綱によって、会長が指名すると定められておりますので指名させていただきます。今日、ほかのお仕事でお忙しいのですが、部会で部会長をお務めいただいております山崎先生と、今日、お仕事がおありになって途中で退席されました部会長代理の松原先生に、実態調査にも関わっていただいておりますので、起草委員になっていただきたいと思っております。ただし、もちろん専門委員の先生方、それから委員の先生方等々にご意見を書面で賜ったり、場合によれば直接お出ましのいただいたりするような手はずは整えてまいりますけれども、そのようにして進めさせていただきますよろしゅうございますか。

それでは、番先生でも、波田先生でも、今日はまだご意見をいただいておりますけれども、加茂先生、森野先生、それから議員の代表の先生方にもまだ伺っておりませんけれども、何かご意見がおありでしたら、ぜひ貴重なご意見を参考にさせていただきたいと思っておりますので、ご意見をお寄せいただけますか。

番委員 専門部会のほうでずいぶんいろいろお話しさせていただいておりますので余り発言しませんでしたけれども、まず一つ、ネットワークの件ですが、私自身は、DVに限らず、犯罪被害者関係の事件を多く担当しており、日弁連などでも活動しておりますけれども、支援の中心にいるべきは恐らく民間の団体がいいのだらうと思っております。ただし、DVに関しては、福祉の関係等がございますので、まず一番基礎の区市町村レベルで窓口対応していただいて、緊急に必要な援助をしていただき、その後、中心になるべきは民間の団体だと考えております。その民間支援団体が私ども弁護士とか、医療機関等に振り分ける。そして、未永く、時間をかけて援助していく。小西先生のお話にもあったのですが、自立まで非常に時間がかかるというのがDV被害者に特に特徴的なものですね。また、一般的に、犯罪被害者関係の支援の中心は、権力性がないほうがいいと思っておりますので、DVの場合もそういうような形がとれば一番いいなと思っております。ですから、本当は民間団体をうまく自治体のほうで利用していただき、財政援助等を行っていただいて充実させる、そしてそのような民間団体がたくさんできるというのが一番理想的ではないかと思っております。

今、実際には区市町村レベルでかなりばらつきがある。いろいろな対応が違うというこ

とについて、何とか東京都のこの審議会で発信していただいて、ばらつきをなくして、支援を充実させていっていただきたいという現実的な希望も持っています。

それから、加害者対策についてですが、妹尾委員から先ほどお話がありましたけれども、日本の場合、今、保護命令などを取って私たちが支援している方たちのことを考えますと加害者どころじゃないのが実態なので、加害者対策というのは私はどうしても違和感を感じてしまいます。とにかく被害者への支援が全然充実していない段階で、何も悪いと思っていない加害者に幾らサポートの手を差し伸べても非常に難しい。小西先生が、自分から治そうと思っている人にとっては有効かもしれないけれども、ほかは難しいのではないかとおっしゃっていましたが、私も、治したいと思っている人に対するプログラムが少ないのは現実なので、それは何らかの形で考えていかざるを得ないと思いますが、そう思っていない人が圧倒的に多いのが現状です。保護命令の後に、強制手段として強制力で何かプログラムを受けさせるということは法律上の仕組みで考えられるのではないかと。保護命令というのは特殊な法律構成をしていますから、それはちょっとそういう気もしますけれども、現実的にはどうかと、今の時点では非常に懐疑的です。

やはり日本の場合は、先ほどのお話にありましたように、DVが薬物事犯のように何でも悪いと思われておりません。この間も告訴しに行きましたけれども、警察でも「まあまあ、離婚でやっているのだったら、そちらで・・・」みたいなことに今だになってしまうという現状がありますので、社会的な認識が大幅に変わっていない段階では、被害者をとにかく安全に保護し、その後の生活を支援するというのが私自身が一番の関心事です。また、お子さんの問題が非常に大きく、親権、監護権、面接交渉権とか、離婚等の話になったときに、今、一番大きな問題になっているところですから、こうしたことも注目していきたいと思っています。

以上です。

渥美会長 ありがとうございます。

波田委員 東京都の今回の調査の33ケースに関わらせていただいているのですけれども、その話もですが、実は、トヨタの市民活動助成を得まして、DV施行後1年間、施行前とどう変化があったかということを中心にしました調査を今年の5月中に実施しました。それで、667票が全国から集まりまして、その調査票自体、この問題に実際に関わっている方でないと書けないような、ひょっとしたら番先生も書いていただいたのかどうかわかりませんが、そういうふうな調査票でした。民間シェルター関係を中心に配布しまし

たけれども、職種は30種以上です。シェルター関係者自体は3分の1程度です。ですから、民間シェルター関係者と、その周辺の人々という対象者です。

その結果、幾つもありますけれども、時間がないので一つポイントを申し上げますと、今度新しくDV法でできました相談支援センターと、民間との連携がうまくいっていないということが明らかになりました。コミュニケーションがとれない。中に非常にコミュニケーションがうまくとれている自治体が稀に幾つかありまして、そこでは大変うまくいっております。東京都は、それから見ますと、うまくいっているという分類には私がやりますと入らないということになりまして、そのところが大変大事だなというふうに、先ほど番先生がおっしゃったところと……。それから、相談支援センターの機能と専門性が明確でないので、どうしたらいいか困っているという意見が大変多く寄せられておりますし、そこは一つの大きなところだと思います。

それで、資料3の3ページですけれども、「連携体制の整備」というところに、「民間支援機関なども含めた広がりのある配偶者暴力被害者支援」云々というところがございますけれども、母子生活支援施設も民間といえば民間になると思うのですけれども、ここにいわゆる市民の本当に今にもつぶれそうな民間シェルターが入っているのでしょうか。どこまでが民間なのだろうというのをお尋ねしたいというふうにここを見て思っておりました。いろいろな結果が出ましたけれども、そういうことを付け加えさせていただきます。

以上です。

加茂委員 私は精神科医ということで医療のほうから関わっているのですけれども、今年1年、自分がしたことは、やはり被害者の方たちの話が非常に聞きづらいという相談員の方からのお話があるので、実際に被害者の人たちを精神的に見たらどんな診断がついてというようなことを調べたのです。そうしますと、50名ぐらいの方に参加していただいて、症状評価と診断評価を行ったのですが、8割近くの方がうつ病の診断がつきます。それから、うつ病との合併例が非常に多いのですけれども、PTSD（外傷後ストレス障害）が約半分の方につくのです。これは、私がお会いしているのは逃げてきた直後の方ですので、命からがらという状態ですから精神症状もかなりたくさん出ているのですけれども、それはその人の性格かということ、そうではなくて、実際に出ている症状だということで、長い目で見てみますと、例えば3ヵ月なり半年なり関わっていくと、離婚がうまくいって新しい生活を始められると、最初の混乱と比べると全く別人のようによくなっていかれる方が、全員ではないですけれども、かなりの割合で見られるということが私の中では

今年1年でよくわかったことだったんです。

ですから、もちろん、まだ逃げられなくて家の中にいらっしゃる方の混乱状態もそうですけれども、逃げてきた方の混乱状態も、どうしても横断面的に見ていくと、変な人というふうにはしか見えないのですけれども、長い目で見てどんなふうに変わっていくかということも相談に関わる方にぜひわかっていたいただきたいというふうに思うところです。

精神科医の立場としては、治療可能な人がかなりいらっしゃるように私は思います。ただ、その一方で、長年ひどい暴力を受けた方というのは、残念ながら物の考え方とか、人格面にかなり影響を受けていらっしゃる方もいることは事実で、そういった方に対してもなるべくアプローチは続けていきたいと思うのですけれども、当面としては、本当によくなる人たちに漏らさずよくなっていったいただきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、逃げてきた後、いろいろなところに処遇になっていて、もちろんアパートに転宅されていく方もいらっしゃるし、母子生活支援施設に行かれる方もいるのですけれども、まだステップハウスの機能を持っているところが少ないというところと、残念ながら、せっかくそういうところに行かれても、まだ中でメンタルケアというか、そういうところがうまくサポートできていないところが結構多いのです。そこら辺の一線でサポートしている方たちのスキルというのがもう少し上がっていくと、せっかく機能し始めたところなので、いい効果が上がるかなというふうなことを思っております。

渥美会長 今おっしゃられたことは、直接的な精神的な治療が可能である人について、ある計画をお立てになって治療なさっていて、その治療の結果、最初に治療なさったのをレビューして次の段階にいかれて、そこからお出になって、だんだん社会に適應していく段階的な支援の仕組みがあって、最後に普通のところへたどり着くようなことを考えないとうまくいかないというご指摘ですね。

加茂委員 そうです。逃げてくるのは非常に大事なことだと思いますし、そのさなかの中にいて解決できないことがほとんどだと思いますから。出てきて、そこから先のサポートというのがものすごく大切です。お子さんたちのためにも、そこはやはり充実させる必要があると思います。

渥美会長 それらの間の連携プレーをどうやってやったらいいかというようなことも、今度の場合に報告の中にぜひ事務局で捉えて加えてもらいたいと思います。

加茂委員 年単位でかかる方がほとんどではないかというところからスタートしたほうがいいと思います。

渥美会長 ありがとうございます。

野上委員 今回の専門部会の検討経過報告を、第6回までは全部読ませていただいて、事例について本当に詳しく論議されていることがよくわかりました。7回はまだ読ませていただいていないのですけれども、今日のメインになるだろうと思われていた実態把握に関する調査の概要、これは私はもう少し深いものを期待していたのですけれども、まだ調査が進んでいないということなので、次回読ませていただきたいと思います。

実は私、昨日の夜も、DVで悩んでいる方がうちの事務所に夜の10時半にいらっしやいまして、いろいろお話を聞いたりしていたのですけれども、結局、離婚を決意するということで、10年近く主人の暴力に悩んできたけれども、やはりここでけじめをつけたいということで、明日、離婚届を出すという話になっていました。その方が、夫の暴力に耐えながらも離婚を決意したのは、夫の暴力が子どもに及び出したときに、やはり今のままではどうしようもないということで、一步、自分をさらに開いて離婚ということを決意したようでございます。

それで、かなり多くの事例を受けまして、必ず都のほうにつなげたりしているのですけれども、ほとんどのケースが全部生活保護です。ですから、女性が一人で子どもを抱えながら生きていくということは大変厳しいです。アパートを借りるにしても、借りるお金がない。2週間ぐらいは東京都のほうにお世話になることができるのですけれども、長くはいれませので、その後は必ず区の手続で生活保護手続をして、安いアパートを借りて、生活保護で生活をしていくという形になってしまいがちです。それで、東京都の味方をするわけでもないのですが、東京都も約5,000億円強の財源不足を抱えて、これがこれから数年続kraしいのです。ですから、今まで聖域であった教育までシーリングがかかって、予算が回っていかないような現状に実はなっていくのだと思うのですけれども、私も、さっき言われた民間の団体の方をうまく活用して、非常にうまい今までのノウハウを持っていらっしやる方たちが多いので、そこに東京都がある程度うまく連携をとりながら、そこをうまく活用すると、もっと違う形でスムーズに解決していく部分が多いのではないかと、いうふうに思っております。

それぞれの自治体でも、今、多分、財源不足で、自分の区でも、そういったシェルターみたいなものをつくりたいと思っている方がたくさんいらっしやると思うのですけれども、まず予算的に厳しいということで、東京都がしっかりと見本になるところをつくっていかねばいけなと思うのですけれども、これは今後の課題ですね。以上です。

渥美会長 ありがとうございました。森野さん、何かございませんか。

森野委員 皆さん専門家の中で、私はちょっと違う立場でお話ししたいと思うのですが、先ほど原田委員からご指摘がありました、外国人世帯の話がありましたけれども、これは東京都の中では港区と新宿区は1割近く外国人が占めているのです。何を言いたいかというと、ここで実態把握ということがあって、実際のDVの現場の実態については細かく調査されているのですけれども、例えば今の人口構造の変化とか、家族構造の変化とか、そういうもう少し広いマクロの実態の変化についてきちんと捉えているのか、その視点が無い。はっきり言うと、DVの現場の中で個々のケースがどうなっているかということについては非常によく捉えられているのですが、例えば東京の場合、今、全世帯の4割ぐらいが1人暮らしの世帯ですよ。今日、多分、社会学などに詳しい先生がいらっしゃるから、私、よけいなことは余り言いませんが、そういったマクロな変化の中でこれをどういうふうに捉えるのかということがやはり重要なことだろうと思います。

例えば、4ページに「加害行為者は離婚、結婚を繰り返す」というような記述があるのですが、ついこの間、離婚した女性が高校生の男性と一緒に子どもをいたぶったという事件がありました。こういうふうには必ずしも加害行為者だけが離婚・結婚を繰り返すのか。子どもの問題などについて言うと、むしろ加害者の属性というのは一体どうなのだろうかという観点も、特に子どもとの関係などではやはり重要で、結局何が言いたいかというと、前回第1回にも申し上げましたが、この問題に限らず、日本の行政の一番の難しいところは、今回はDVですが、単一の問題に対して、単一のルール、これは一つの法律があって、それに基づいてどういうふうにするか。そういうふうにはいつも単一の問題に対して、単一のツールで対処しようというところでタコツボの世界に入ってしまう。これが日本の行政の一番の致命的な欠陥ですが、皆さん専門家でお書きになっても結構ですが、社会全体がどういうふうに変まっているかという意味での変化を、起草委員会で議論される先生方、それから、それを補助する事務局が常にその観点に引き戻すという議論の中で、そういう議論はぜひ加えていただきたいと思います。

渥美会長 東京都というのは、ヨーロッパの複数の国を一緒にしたぐらい大きいですが、夜間人口が多いところと、昼間人口が多いところ、それから、よそから人が来ているところと、そうでないところ、歓楽的などところと、そうでないところ、それから人口流動性が非常に強いところと、そうでないところ、それが一つの国に例えることができるような違いがあります。今、森野さんはその点をしっかりおっしゃっていただいた。

今度の法律は、地方自治体に全て責任を追いかぶせているわけです。したがって、こちらで何かを考えれば、東京都の中でそれについて今まで重複していた活動を一本にまとめてくださるなり、国の場合でもそういうことをしていただければ、何か人的、あるいは金銭的・経済的な力になるかもしれません。

森野委員 そういうときに、さっき原田区長が言ったように、例えば都区財政調整制度という、言ってみれば、地方交付税制度に相当するような東京都と区の関係の独自の制度の問題点というのが今、論点になっているわけですね。だから、そういう観点もきちんとこのDV対策を考えるに当たっても、社会の実態をきちんと踏まえてほしいということです。

渥美会長 わかりました。

原田委員 今の森野委員のご発言を踏まえて、私も一つ、委員の皆さんにアピールをさせていただきたいのですが、東京都と区の関係というのは非常に特殊で、これは日本でここしかない。つまり、大阪府大阪市という関係があるんですが、東京には東京市というのはないんです。つまり、東京都というのは東京市は存在しないけれども、東京市の役割も果しているんですね。その東京市の中で23区全体が果している部分と、東京都が東京市の役割を果している部分と非常にごちゃごちゃなんです。それで、平成18年度を目標に、また都と区の役割を見直そうということで、私も区長会の中でその委員を仰せつがっているのですが、これは都の仕事ではないか、いや、これは区の仕事だと、お互いが区長会と都で多少やりとりしている部分があります。こういうDVの問題も非常に新しい問題なので、都と区がこれからどう調整をつけるのか。さっき私が申し上げたように、やはり基本的には第1次的な相談機能は区がどんどんやるべきだというふうに思います。新しい課題に積極的に対応すべきだというふうに思っておりますけれども、そういうわけで、都と区の関係というのは日本にここしかないという特殊な問題もあるということをお委員の先生方にぜひご理解いただいた上で、連携というところで小委員会の先生には十分踏まえていただいて、ご提言をいただきたいということ。

それから、あと個人的に一つ提案を申し上げたいことは、私はアメリカに長くいたものですから、アメリカの大学の事情とか、それは素人的な経験ですけれども、させていただくと、まずDVの被害者の方が最終的には自立していただくというのがゴールだと思うのです。何でも生活保護、生活保護と、さっき私がマスでどれぐらいいますかというのは、実は生活保護がこれからどのぐらい増えていくのだろうという心配があって、やはりマス

を押さえていただかないといけないのではないかという、調査をまとめる上で考えていただきたいというご提言だったのですが、やはり最終的には自立していただかないといけない。

アメリカなどを見てみると、そういう女性の方が社会へ出てすぐ仕事に就けるような、非常に実学を中心にやって、コミュニティカレッジとか、いわゆる職業訓練施設がものすごく充実しています。それから、大学などを見ても、これは逆に、ここに大学の先生もたくさんおられるから、ぜひ参考にさせていただきたいと思うのですが、例えば大学などにウイメンズセンターがあって、女性が大学を出た後、どういう職業に就くかという職業カウンセリングをしっかりとやって、あなたは将来こういうことを勉強して、こういう職業に就いたらと、何か男女差別の逆ではないかというぐらい女性を大事に大学という高等教育機関でやっています。日本の大学は、はっきり言って、そういうことをやっていません。これは、これからぜひやるべきだと思います。女性が職業人としてどういうふうに社会で生きていくべきか。それは、これからの大学というか、短大も職業訓練機関も含めて、女性の側面からどういうふうにあしストするかということが、はっきり言って、日本ではないのではないかと思います。それは、大学という高等教育機関で、女性がどうやって自立していくかということにあしストする、そういうセンターを大学の中につくるべきではないか。ぜひこういった中でもそういうことを提言していただきたいというふうに個人的には思っております。以上です。

渥美会長 都立大学にやっていただいて……。武中先生、どうぞ。

武中委員 私どもの仲間も現場でございますので、とても立派なことはわかりませんけれども、実際にこのことについてはまだ勉強が始まったばかりです、都民連も。では、内容的にはどうかというと、これは何も珍しいことではないんですね。そして、必ずこのことについて出てくるのは、児童の虐待が多いと思うのです。今日も一つ出ていましたけれども、それも、最初はこのアンケートをどういうところでやられたかちょっと聞きたいと思ったのですけれども、大体が学校のほうから民生委員に知らせがくることが多いのです。それで、私どもにきますと、学校と児童相談所、もちろん行政も入りますけれども、保健所とか、関係機関に全部連絡することになっているのです。

児童の問題は、あざがあるからということで、1週間ほど前に学校から児童委員のところへきて、そして、児童相談所の先生に今日あたり行っていただいていると思うのですけれども、児童問題というのは入るのが非常に難しいんですね。そうした中で、地域を回り

ながら、とにかくいろいろな家の中で子どもの虐待ということが行われないように、お母さんたちが赤ちゃんを育てるのにとっても悩んでいるというような話もよく聞きますので、私のところは地域で年間50回ほど相談事業をしています。どなたでもおしゃべりに来てくださいと。民生委員のおじさんとおばさんが、赤ちゃん仲間になって遊びますよ。お母さんも来て、何でもおしゃべりしてください。専門家ではありませんから、悩みごと相談ではありませんけれども、親戚のない、本当に赤ちゃん2人だけで昼間いつもいるというお母さんに対しては、遊びに来てくださいと。お買い物の間ぐらい見てあげますよと、そういう形の動きをしております。地道な活動をしていかなければ、やはり虐待というのは減らないだろう。そういった形で都民連は取り組んでおりますので、立派なお話できませんけれども、実際、地元でやっている者としては珍しいことではないんだということで、立派な先生方ばかりの集まりですから、私は現場のおばさんの声としてちょっと聞いていただきたいというふうに思っています。

渥美会長 立派なご意見ですよ。最後に最終的な組み入れをするときに、どういう体制を備えなければいけないかということですから、非常に大切なご意見だと思います。

では、最後に。

中島会長代理 私、専門部会のメンバーではないのですが、会長代理でずっと参加をさせていただきました。ある意味では、非常に知らなかったことを教えていただいたというのが部会の立場でございました。これから非常に難しい取りまとめに入るわけですが、やはり実態調査の結果が非常に大きく左右するのではないかという関心を持っております。時間的な制約もある中で取りまとめは大変だろうと思いますが、事務局が中心になって、ぜひご協力をお願いしたいと思っております。

1点だけ、今日の「論点整理」の中に、要望事項が幾つかあります。ちょっと数えても五つぐらいあるのですが、児童虐待防止法、それからDV法、そのほかの関係と幾つかあるのですが、先ほど田村参事のほうから、東京都がDV法の改正で要望されたというお話を伺いました。その要望事項と、今回まとめる中の事項とDV法、その辺の整理をぜひお願いをしておきたい。要するに、すでに要望したものをこの中に入れるのかどうかという考え方です。そのほかの例えば児童虐待防止法などでは、当然これは専門部会の中でこれについて入れてあるわけですから、まとめていく必要があるのではないかというふうに思っています。内容的には以上でございます。

渥美会長 ありがとうございます。

今日は、非常に長い間、これから検討を加えるべき方向とか、注目しなければならない事象とか観点とか、そういうものをいろいろと承りました。その点をよくお考えの中に入れて実態調査をされ、中間報告を作成することに進めたいと思います。若干時間が残っておりますけれども、特別のお話がなければ終わらせていただきますが、いかがでございましょう。よろしいですか。

では、長いこと、どうもありがとうございました。

田村参事 では、事務局のほうからですが、今、総会をもう一回やってもいいというお話もあったのですが、とりあえず今の予定ですと3月の29日か30日にしたいとは思っております。その前にもう一回やれば良いとは思いますが、とりあえず29日、30日でやりたいと思っておりますので、机上に日程表が配付してございますので、そこにご都合を記入して事務局のほうにご提出いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、今日は山崎先生がお見えになる予定だったのですが、午後の会議のほうで長引いたため、結局参加できなかったのも、皆様方によろしくというご連絡がございましたので、お伝え申し上げます。

では、後でまた日程は調整させていただきます。

渥美会長 以上で、第2回総会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後8時閉会